

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から同年9月まで

私は、昭和57年8月に飲食店を開業し、その後、半年ほど経過した頃に、当時同居していた父親が「国民年金の保険料が未納なので役所から納付するよう連絡があった。」と店に居た私に知らせてきた。保険料を未納としていた期間は2年弱で、金額は14万円から15万円ほどであったと記憶しているが、当時は開店間もない時期で一度に保険料を納付できないので、父親から役所に3回に分けて3か月以内に納付することについて、了解を取ってもらった上で、加入手続と未納としていた全ての保険料を納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、25年以上の長期にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ってくれたとする父親も、国民年金加入期間の保険料に未納は無い。

また、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出補助簿、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金加入手続は、昭和58年8月頃にA市B区で行われ、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を56年2月1日（申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年7月から同年9月までの国民年金保険料については、過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、申立人は、2年弱の未納としていた期間の保険料については、3回に分けて納付することについて、父親に役所の了解を取ってもらった上で、当該保険料を父親に渡して全て納付してもらったとしているところ、申立人の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和56年10月から57年3月までの保険料は58年12月12日に、57年4月から58年3月までの保険料は59年1月31日にそれぞれ過年度保険料として2回に分けて納付されていることが確認できる。これらのことを踏まえると、父親は、加入手続時期において過年度保険料として納付することが可能であった申立期間のうち、56年7月から同年9月までの保険料についても、同様に過年度納付したとしても不自然ではなく、3回に分けて保険料を納付したとする申立人の記憶とも符合する。

一方、申立人は飲食店を開業してから半年ほど経過した頃（昭和58年2月頃）に国民年金加入手続を行ったと申し立てているものの、前述のとおり、申立人の国民年金加入手続は、58年8月頃に行われたとみられ、申立人は申立期間当時において国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできず、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、56年2月から同年6月までの保険料については、既に2年の時効が成立しているため、父親は納付することもできなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間のうち、昭和56年2月から同年6月までの保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月から 22 年 6 月まで

申立期間について、会社が誤って届け出たため、標準報酬月額は 18 万円とされているが、給与明細書によるとこの標準報酬月額より高額な給与が支給されているので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成21年5月から同年12月までの期間及び22年2月から同年6月までの期間については、A社から提出された給与明細書（21年5月分から22年7月分まで）及び22年賃金台帳（給与・手当等）により、申立人は、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成22年1月については、上記給与明細書及び賃金台帳により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（18万円）を超える報酬月額（43万円）の支払を受け、報酬月額に見合う標準報酬月額（44万円）より低い標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料（2万9,837円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めている上、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主が申立期間の標準報酬月額を18万円として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案7577

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月から 22 年 6 月まで

申立期間について、会社が誤って届け出たため、標準報酬月額は9万8,000円とされているが、給与明細書によるとこの標準報酬月額より高額の給与が支給されているので、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成21年5月から同年12月までの期間及び22年2月から同年6月までの期間については、A社から提出された給与明細書（21年5月分から22年7月分まで）及び22年賃金台帳（給与・手当等）により、申立人は、その主張する標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成22年1月については、上記給与明細書及び賃金台帳により、申立人が当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（41万円）の支払を受け、報酬月額に見合う標準報酬月額（41万円）より低い標準報酬月額（36万円）に基づく厚生年金保険料（2万8,267円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳により確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出の誤りを認めている上、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、事業主が申立期間の標準報酬月額を9万8,000円として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7579

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、平成7年4月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月30日から同年11月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成4年8月1日から7年10月31日までの期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年10月26日以降の同年12月4日付けで、申立人の資格喪失日を遡って同年4月30日とする処理が行われた記録が確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間当時、法人事業所であることが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の記録により同年11月1日であると認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、上記訂正前のオンライン記録から、平成7年4月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和51年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、49年12月から50年9月までは11万8,000円、同年10月から51年1月までは15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月28日から51年2月21日まで
年金記録を見ると、A社の記録は、資格喪失日が昭和49年12月28日となっているが、企業年金連合会から払われている年金は、51年2月21日までの期間で計算されている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B基金の回答書及び企業年金連合会の中脱記録照会(回答)から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は昭和49年12月28日となっているが、申立人のB基金及び企業年金連合会の資格喪失日は51年2月21日となっており、当該基金は、「申立期間当時、資格の得喪に係る届出の書類は複写式の様式であり、当基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出たと考えられる。」と回答しており、A社が社会保険事務所及び厚生年金基金の双方に異なった資格喪失日を届け出ることとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年2月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB基金及び企業年金連合会の記録から、昭和49年12月から50年9月までは11万8,000円、同年10月から51年1月までは15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、1万4,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間②は26万7,000円、申立期間③は35万6,000円、申立期間④は18万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 4 月 30 日
② 平成 15 年 7 月 31 日
③ 平成 15 年 12 月 5 日
④ 平成 16 年 8 月 2 日

申立期間①については、賞与支給に係る年金記録が無く、申立期間②、③及び④については、標準賞与額は記録されているが、年金額に反映されない状態となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、18万6,000円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、1万4,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及

び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から1万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②、③及び④については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は26万7,000円、申立期間③は35万6,000円、申立期間④は18万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①については、当該期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めており、また、申立期間②、③及び④については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立期間①から④までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、平成9年8月から14年11月までは36万円、同年12月は28万円、15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月は36万円、同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は34万円、同年12月は30万円、16年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、17年1月から同年8月までは32万円、同年9月から18年9月までは30万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は30万円、19年1月から同年8月までは32万円、同年9月から21年3月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から21年3月まで
ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、もっと高額な給与を支給されていた。
給与支給明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年12月から15年3月までの期間及び同年5月から21年3月までの期間について、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び総支給額から、平成14年12月は28万円、15年1月は30万円、同年2月は28万円、同年3月及び同年5月から同年7月までは30万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は30万円、同年11月は34万円、同年12月は30万円、16年1月は34万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月は32万円、同年8月及び同年9月は30万円、同年10月及び同年11月は32万円、同年12月は30万円、17年1月から同年8月までは32万円、同年9月から18年9月までは30万円、同年10月は26万円、同年11月及び同年12月は30万円、19年1月から同年8月までは32万円、同年9月から21年3月までは30万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成14年1月から同年11月までの期間について、申立人から提出された14年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、当該期間において、36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

申立期間のうち、平成15年4月について、申立人は当該期間に係る給与支給明細書を所持していないが、当該期間とその前後の期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が同額であることから、申立人は、当該期間においても、その前後の期間の給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額（36万円）と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

申立期間のうち、平成9年8月から13年12月までの期間について、申立人は当該期間に係る給与支給明細書及び源泉徴収票を所持していないが、複数の同僚の給与支給明細書から確認できる保険料控除額の推移を踏まえて判断すると、申立人は、当該期間において、36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無く不明としているが、上記給与支給明細書及び源泉徴収票において確認等できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書において確認等できる保険料控除額又は総支給額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は17万4,000円、申立期間②は23万5,000円、申立期間③は4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（申立期間②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月20日
② 平成19年12月14日
③ 平成21年12月25日

申立期間①及び③に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

また、申立期間②の標準賞与額は賞与支給明細書で確認できる賞与額と異なっているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書及び支給明細書により、申立人は、申立期間①、②及び③において同社から賞与を支給され、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①、②及び③の標準賞与額については、上記賞与支給明細書等において確認できる賞与額から、申立期間①は17万4,000円、申立

期間②は23万5,000円、申立期間③は4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①、②及び③当時に事務手続を誤り、当該保険料を納付していないと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（申立期間②については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 25 日
申立期間に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出しておらず、当該厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から同年12月1日まで

A社B支店C事業所が同社D支店に格上げされた前後を通じて、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録に1か月の空白がある。

既に、記録を訂正された同僚もいるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる人事記録等はないが、A社D支店の設立経緯を踏まえて判断すると、申立期間については、同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の昭和39年10月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同時期にA社B支店から同社D支店に異動した同僚12人全員に、申立人と同様に被保険者期間の欠落が確認できるところ、社会保険事務所（当時）が

申立人を含む当該 13 人全員について事業主からの届出を誤って記録するとは考え難いことから、事業主が昭和 39 年 11 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月1日から同年12月1日まで

A社B支店C事業所が同社D支店に格上げされた前後を通じて、同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、年金記録に1か月の空白がある。

既に、記録を訂正された同僚もいるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、これを確認できる人事記録等はないが、A社D支店の設立経緯を踏まえて判断すると、申立期間については、同社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和39年10月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同時期にA社B支店から同社D支店に異動した同僚12人全員に、申立人と同様に被保険者期間の欠落が確認できるところ、社会保険事務所（当時）が申立人を含む当該13人全員について事業主からの届出を誤って記録するとは

考え難いことから、事業主が昭和 39 年 11 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年2月までの期間及び同年10月から50年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年5月から45年2月まで
② 昭和45年10月から50年12月まで

私は、20歳から大学を卒業するまではA市B区に、大学卒業後、会社に就職してから昭和45年9月に会社を退職するまではC市に、同年10月から46年頃までは実家があるD町に、46年頃から47年5月に婚姻するまではC市E区に住んでいたが、20歳から同年5月に婚姻するまでの間は住民票を実家のD町に置いたままで、同年5月にF市に転居して婚姻し、住民票も同市に移したと思う。

私の国民年金の加入手続は母親が行い、申立期間①及び②の保険料については、婚姻後も含めて、母親が父親、母親及び兄弟姉妹の分と一緒に納めてくれていた。保険料を納付した事実が確認できるものは何も無いが、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続並びに申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に亡くなっているため、加入手続並びに申立期間①及び②の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、母親が申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間①及び②の保険料についても母親が納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月頃にF市において妻と連番で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃

に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を42年*月（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる（申立期間①と②の間の45年3月から同年9月までの期間は平成17年9月に記録統合により厚生年金保険被保険者期間とされている。）。このため、申立期間①及び②当時、申立人は国民年金に未加入であり、母親は申立期間①及び②の保険料を納付することはできず、この加入手続時期（昭和51年1月頃）を基準とすると、申立期間①及び申立期間②のうち45年10月から48年9月までの期間の保険料については、既に時効が成立していたことから、遡って保険料を納付することもできなかったものと考えられる。

さらに、上記の加入手続時期（昭和51年1月頃）を基準とすると、申立期間②のうち、48年10月から50年3月までの保険料については、過年度保険料として納付することが可能であり、同年4月から同年12月までの保険料については、現年度保険料として納付することが可能であったものの、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている妻の当該期間の保険料も未納とされているなど、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、現年度保険料として納付することが可能であった期間に申立人が居住していたとするF市によれば、当時、現年度保険料は他市町村において納付することはできなかったとしていることから、D町に居住していたとする母親が、当時、F市に居住していたとする申立人の当該期間の保険料を父親、母親及び兄弟姉妹の分と一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人は、母親が申立期間①及び②の保険料を父親、母親及び兄弟姉妹の分と一緒に納付していたとしているが、父親、母親及び兄弟姉妹については、国民年金手帳記号番号が払い出された後、保険料の納付を開始しているのに対し、申立人は前述のとおり、申立期間①及び②当時は国民年金に未加入であり、状況が異なることから、父親、母親及び兄弟姉妹の記録をもって申立人の申立期間①及び②の保険料が納付されていたと推認することはできない。

このほか、申立人に係る国民年金被保険者名簿等はF市のもの以外に見当たらず、D町において、申立人が国民年金に加入し、申立人の保険料が納付された形跡はうかがえない上、F市の国民年金被保険者名簿及び年度別納付状況リストにおいても、申立期間①及び②の保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無い。そして、母親が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの期間、同年8月から55年2月までの期間、62年8月から63年3月までの期間、平成元年12月から3年3月までの期間、同年8月から5年3月までの期間及び6年4月から10年2月までの期間に係る国民年金被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで
② 昭和53年8月から55年2月まで
③ 昭和62年8月から63年3月まで
④ 平成元年12月から3年3月まで
⑤ 平成3年8月から5年3月まで
⑥ 平成6年4月から10年2月まで

私の年金加入履歴は間違いだらけである。申立期間①の保険料は、納付済みと記録されているのは誤りである。当時は住民票の住所地はA市のままであったが、私も家族も保険料を納付した覚えは無い。また、申立期間②から⑥までの保険料が、免除と記録されているのも誤りである。申立期間②の保険料は、免除申請をした覚えは無い。申立期間③の保険料は、B町に本籍地と住民票の住所地を変更した際に免除申請をしたが、同町には半年ぐらいしか住んでいなかったため、その後は免除申請を継続して行っていない。申立期間④の保険料は、当時はC市において住み込みで働いており、B町から住所変更をしていなかったため、免除申請をしていない。申立期間⑤の保険料は、平成3年か4年にC市D区に住所変更の届出をし、その後、同市同区内で住居を変更したものの、免除申請はしていない。申立期間⑥の保険料は、さらに同市同区内で住居を変更した際に免除申請（平成5年度）をしたが、それ以降は免除申請を継続して行っていない。申立期間について、保険料が納付又は免除されていなかった記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、申立期間の保険料について、i) 申立期間①は納付済み、ii) 申立期間②から⑤までの期間及び申立期間⑥のうち平成6年4月から8年12月までの期間は全額申請免除、iii) 申立期間⑥のうち、9年1月から10年2月までは法定免除とされていることが確認できる。申立人は、これら申立期間の保険料については、全て未納であるとして記録の訂正を求めている。

申立期間①及び②について、申立人は、当時、住民票の住所地はA市であったとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①の保険料については、納付済みとされ、申立期間②の保険料については、全額申請免除とされており、これらは前記のオンライン記録とも一致している上、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）においても、当該期間の保険料は納付又は免除されていた旨の記載が確認でき、納付又は免除されていなかったとする形跡は見当たらない。

また、申立期間③について、申立人は、B町に本籍地及び住民票の住所地を変更した際に、保険料の免除申請を行ったが、その後は免除申請を行っていないとしているところ、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、昭和62年7月13日付けで同町に住所地を変更したとされている。オンライン記録の免除申請に係る処理状況によると、申立人はその主張のとおり、この住所地の変更日と同日に保険料の免除申請を行っていたことが確認でき、この免除申請により、申立期間③が含まれる同年4月から63年3月までの保険料に係る免除が承認されており、このことは同町の国民年金被保険者名簿検認記録欄の記載内容とも一致している。

さらに、申立期間④について、申立人は、住民票の住所地はB町のままであったとしているが、申立人に係る住民票によると、申立人は平成元年10月からC市に住所地があったことが確認でき、申立人の主張には矛盾がみられる上、同市の国民年金被保険者名簿においても、同年10月にB町から転入した旨の記載が確認できることから、申立人は、この頃にC市において国民年金の手続等を行っていたことが推認される。オンライン記録の免除申請に係る処理状況によると、同年11月に免除申請が行われ、申立期間④のうち、同年12月から2年3月までを含む元年10月から2年3月までの保険料に係る免除が承認されており、その後、同年5月にも免除申請が行われ、申立期間④のうち、同年4月から3年3月までの保険料に係る免除が承認されていたことが確認できるほか、同市の国民年金被保険者名簿においても当該期間の保険料は免除されていたことが確認できることから、申立期間④の保険料が免除されていることについて、不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間⑤及び申立期間⑥のうち平成6年4月から8年12月までの期間について、申立人は、上述の元年10月以降引き続き保険料が免除され

ており、オンライン記録の免除申請に係る処理状況によると、毎年度、免除申請が行われ、各年度の保険料に係る免除が承認されていること、及びC市の国民年金被保険者名簿においては、当該期間の保険料が免除されていたことが確認でき、ほかに保険料が免除されていなかったとする形跡も見当たらないことから、当該期間の保険料が免除されていることについて、不合理な点は見受けられない。

このほか、申立期間⑥のうち、平成9年1月から10年2月までについては、C市によると、申立人は9年2月から生活保護法による生活扶助を受けているとしていることから、国民年金法に基づき、法定免除とされていることについて、記録上の問題は特段みられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間①から⑥までの期間に係る国民年金被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月4日から20年9月1日まで
工場が空襲で燃えてしまったが、妹も同じ工場で働いていたのに年金をもらっている。私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に資格喪失した33人の女性の脱退手当金支給記録を確認したところ、28人に支給記録があり、その全員について資格喪失日から約3か月以内に支給決定がなされている上、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和20年11月26日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金の支給記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月27日から11年2月1日まで

私は、A社グループのB社に入社してすぐにC国に赴任し、その後、D社が立ち上がるとのことで、B社からD社に移籍した。

平成11年2月に帰国してグループ会社のE社に移籍するまでD社で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のD社に係る雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、D社は、平成13年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同社は同年6月*日に解散していることが確認できることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間当時、D社において社会保険事務を担当していた者から提出された社会保険脱退証明書には、申立人の同社に係る資格喪失日は平成9年12月27日と記載されており、当該資格喪失日はオンライン記録と一致している。

さらに、上記の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、D社には申立人と同じようにC国へ長期赴任していた者はおらず、申立人の厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」としている上、D社の複数の同僚は、「C国へ長期赴任していた者は申立人のみで、詳しいことは分からない。」としていることから、申立人の申立期間における保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7588 (事案 4726、5537、7017、7352 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から27年6月1日まで
新たな資料等はないが、原点に戻って調査し、納得のゆく回答、誠意ある回答をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、当時の同僚の証言から判断して、退職時期は特定できないものの、申立人が昭和25年2月1日以降もA事業所に勤務していたことはうかがえるが、一方で、i) 同事業所は、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できず、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者5人全員(申立人を含む。)が同日までに漸次被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) 当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚5人のうち、3人は、既に死亡しており、残る2人は、「事業主から厚生年金保険に関する話は聞いたことがなく、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言していること、iv) ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年11月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「職場の近くにあった病院(内科及び歯科)にしばしば通ったので、診療記録を調査してほしい。」と主張したものの、申立人が当時通院したとする病院は、いずれも当時の診療記録を保管していないと回答しており、申立人が申立期間当時、健康保険の被

保険者資格を有していたか否かについて確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る3回目の申立てについては、申立人は、「前回の再申立ての際に調査を依頼した3病院に加えて、B病院についても、診療記録の保管の有無を調査するとともに、診療報酬明細書についても調査してほしい。」と主張したが、申立人から新たに名称が挙げたB病院は、当時の診療記録を保管していないと回答している上、C健康保険協会に照会しても、診療報酬明細書の保存期間は5年間であるため、申立人の申立期間における健康保険の利用の有無について確認できないと回答していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成24年2月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る4回目の申立てについては、申立人は、「原点に戻って調査して納得のゆく回答を出してほしい。」と主張したが、申立人から新たな関連資料等の提示は無く、当該主張のみでは、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認め難いことから、既に当委員会の決定に基づく平成24年6月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、前回と同様に、「原点に戻って調査し、納得のゆく回答、人としての誠意ある回答をお願いしたい。」と主張し、5回目の申立てを行っている。

しかし、今回も前回と同様に、申立人から新たな関連資料等の提示は無く、当該主張のみでは、当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認め難い。

そのほかに当委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年から 31 年 5 月 17 日まで

私は、申立期間当時A事業所に勤務し、母親も同事業所で勤務していた。母親から、「引っ越し費用に充てるため、厚生年金保険の脱退手続きをした。」と聞いていたので、母親は同事業所で厚生年金保険に加入していたと思う。私も同じように勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所の所在地、事業主の氏名及び同僚の姓について具体的に述べているところ、その内容が、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とおおむね一致していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、A事業所は、申立期間後の昭和32年5月27日から33年10月1日までの期間、及び37年9月1日から38年10月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所であったものの、申立期間においては、適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所の申立期間当時の事業主は既に死亡している上、同事業所が最初に適用事業所となった昭和32年5月27日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「申立人の名前を聞いたことがあるような気はするが、勤務していた時期や詳しいことは覚えていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、「私の母親は、私が小学校の頃からA事業所が倒産するまで勤務していた。」と述べているところ、オンライン記録によると、申立人

の母親のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、昭和37年9月1日から38年10月1日までの期間のみであり、申立期間における記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月頃から 31 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月頃から 2 年間、A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務しながら学校に通っていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録（申立人の健康保険の資格取得日は、昭和 30 年 4 月 1 日）、及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、上記被保険者名簿及び事業所番号等索引簿によると、A 事業所は、健康保険については昭和 29 年 1 月 1 日に適用事業所になったと記録されているものの、厚生年金保険については、31 年 11 月 1 日に適用事業所になったと記録されており、申立期間について適用事業所であった記録は確認できない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、同日を厚生年金保険の資格取得日として、申立人及び同事業所の同僚 24 人に厚生年金保険手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できるが、申立期間当時、給与事務補助をしていた同僚は、「厚生年金保険の加入時期及び保険料の控除については記憶が無い。」と回答している。

また、B 事業所は、「職員名簿に申立人の氏名は確認できないことから、申立期間当時、申立人は正規職員以外の職員であったと思われるが、当時の正規職員以外の資料は無く不明。」と回答している上、同事業所を管轄する C 県は、「C 県の職員データに申立人の記録は無く、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった当時の状況も分からない。」と回答しており、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA事業所における厚生年金保険の資格取得日は、昭和31年11月1日と記録されており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。